

がん等を早期発見するための検診です

ID 1018628

～早期発見・早期治療のために、検診を受けましょう～

各検診は1年度ひとり1回の受診に限ります。2回以上の受診が判明した場合、2回目以降の検診費用はご負担していただくことになります。

| 種別 | 内容 | 対象者 | 一部負担金 | 実施期間 |
|--|-----------------------------|---|----------------------------------|-----------|
| 胃がん検診(※1) ●平成29年度に一宮市の内視鏡検査を受けた方は受診できません。 | 問診、胃内視鏡検査 | 平成30年度に50歳以上になる方で、生まれ月が偶数月の方(昭和44年3月31日以前に生まれた方) 事前に中保健センターへの申し込みが必要です。(5ページ参照) | 3,000円 | 5月16日～12月 |
| | 問診、胃部X線検査 | 平成30年度に40歳以上になる方(昭和54年3月31日以前に生まれた方) | 2,000円 | |
| 大腸がん検診 | 問診、便潜血反応検査(2日法) | 同上 | 500円 | 5月～10月 |
| 肺がん・結核検診(※2) | 問診、胸部X線検査 | 同上 | 無料 | |
| | かくたん検査 | | ※医師が必要と認めた方のみの実施となります。 1,000円 | |
| 肝炎ウイルス検査 | B型・C型肝炎ウイルス検査 | ・平成30年度に40歳になる方(昭和53年4月1日～昭和54年3月31日生まれの方) ・昭和53年3月31日以前に生まれた方で、これまでに肝炎ウイルス検査をしたことがない方 | 無料 | |
| 前立腺がん検診 | PSA(前立腺特異抗原)検査(血液検査) | 平成30年中に「50歳以上で5歳間隔の節目年齢」になる男性(昭和43・38・33・28・23・18・13・8・3年、大正12年…生まれの男性) | 1,500円 | |
| 乳がん検診(※3) | 問診、視診、触診、マンモグラフィ検査 | 平成30年度に40歳以上になる女性(昭和54年3月31日以前に生まれた女性) ※ただし、平成29年度に一宮市の乳がん検診を受けた方は受診できません。 (平成30年度の無料クーポン券対象者を除く) | 1,000円 | 5月～12月 |
| | | 無料クーポン券対象者 | 無料 | |
| 子宮頸がん検診 | 問診、視診、細胞診、内診 | 平成30年度に20歳以上になる女性(平成11年3月31日以前に生まれた女性) 無料クーポン券対象者 | 1,000円 無料 | |
| 結核検診 | 問診、胸部X線検査 | 平成30年度に16歳以上39歳以下の方(昭和54年4月1日～平成15年3月31日生まれの方) | 無料 | 5月～10月 |
| 生活保護受給者の方の特定健康診査(※4) | 問診、身体診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査他 | 平成30年度に40歳以上になる方(昭和54年3月31日以前に生まれた方) | 無料 | |
| 節目歯周病検診 | 一般歯科健康診査、歯周病診査 | 昭和53・48・43・38・33・28・23年生まれの方 | 無料 | 5月～12月 |

※1 胃がん検診は、同じ年度内で内視鏡検査、またはX線検査のどちらかの受診となります。

また、内視鏡検査を受診された方は、翌年度は市の胃がん検診(X線検査を含む)を受けることができません。

※2 肺がん検診は結核検診を併せて行います。65歳以上の方は、結核を発病しやすいため、毎年検診を受けましょう。

※3 乳房専用X線撮影装置(マンモグラフィ)を使用しますので、妊娠中または妊娠の可能性のある方、授乳中の方、断乳後6か月以内の方、豊胸手術を受けている方、ペースメーカーを装着されている方は受診できません。

※4 健康診査受診券(兼申込書)及び確認書と特定健康診査受診票が必要です。事前に生活福祉課で発行を受けてお持ちください。

実施場所 市内協力医療機関(6・7ページ参照)

持ち物 健康保険証など(年齢・住所が確認できるもの)、健康手帳(お持ちの方はご持参ください。)

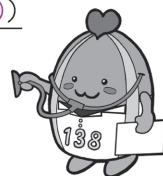
申し込み 直接各医療機関へお申し込みください。

(胃がん検診の内視鏡検査は事前に中保健センターへの申し込みが必要です。(5ページ参照))

注意事項 検診のほかに診察を受けられた場合は、診察代が必要となります。

また、検診の結果、詳しい検査や治療を行う場合は、別途費用が必要となります。

結果の説明を受ける際には健康保険証をご持参ください。



☆☆☆一部負担金の免除について☆☆☆

次のいずれかに該当する方は、一部負担金が免除になります。

- ①75歳以上の方、または65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税非課税世帯の方(世帯全員の方が非課税です)

①に該当する方…医療機関の窓口で後期高齢者医療被保険者証をご提示ください。

②または③に該当する方…手続きが必要ですので、**受診する前に**保健センターにお問い合わせください。